

正戦論における二重効果の原則の批判的検討

栗田和樹（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：ウォルツァー正戦論、民間人の保護、二重効果の原則、比例性

序論

2001年に発生したアメリカ同時多発テロ事件を引き金に、アメリカ合衆国政府とそれに与する政府の有志連合が、対テロ戦争として、アフガニスタンやイラクへの攻撃を行ったことは記憶に新しい。こうした対テロ戦争は、「正戦論」により肯定される傾向にある。実際、現代における正戦論の第一人者であるマイケル・ウォルツァーも、ブッシュ政権の対テロ戦争を支持しており、正戦論を説いた彼の著書『正しい戦争と不正な戦争』も、こうした背景から注目されるに至っている。

正戦論とは、本来戦争の惨禍を制限することを目的とした理論である。そこでは戦争を正しく遂行する条件の一つとして、「民間人の保護（戦闘員と非戦闘員の区別）」が謳われている。しかし同時に正戦論には、「二重効果（ダブル・エフェクト）の原則」が含まれる。この原則によれば、一つの行為によって善き効果と悪しき効果が同時におこる時、行為者が悪しき効果を意図しておらず、それらの効果が十分に釣り合っている、あるいは善き効果が悪しき効果を補って余りあるほどに善である場合、その行為は正当化される。それゆえ民間人の被害も、十分な軍事的利益によって正当化されることになる。

しかし、悪しき効果を意図していなかったと判断することは可能だろうか。また、善き効果と悪しき効果の釣り合いはどのようにして決められるのだろうか。本稿では、正戦論における民間人保護を、現代における正戦論の第一人者であるマイケル・ウォルツァーの著書『正しい戦争と不正な戦争』を中心に考察することにより、正戦論における「二重効果の原則」の問題点を検討するとともに、民間人保護には何が必要なのかを考えていきたい。

第一章 正戦論における民間人保護の原理

正戦論が示すルールは、大きく、ユス・アド・ベルムとユス・イン・ペロに分けられる。ユス・アド・ベルムは開戦前の正義であり、ユス・イン・ペロは戦争中の正義である。本論文で検討する二重効果の原則は、ユス・イン・ペロに含まれるが、他にも、民間人保護の原則および比例性の原則が含まれる。民間人保護の原則とは、「兵士以外の誰も傷つけられてはならない」というものであり、ウォルツァー正戦論の基礎をなしている。ウォルツァーは、生存権・基本的人権とい

うものに訴えることで、非戦闘員の保護を主張している。そしてこのために、戦闘員と非戦闘員の徹底的な区別を通し、攻撃対象となる人間と保護されるべき人間を分けているのである。

しかしウォルツァーは、戦争は地獄であり、非戦闘員の犠牲が戦争において避けては通れないことも認める。そしてこうした民間人の被害を正当化するために持ち出されるのが、二重効果の原則である。二重効果の原則は以下の四つの条件からなる。

1. その行為それ自体は善であるか、少なくとも善でも悪でもなく、つまり、われわれの目的にとって、戦争の正当な行為である。
2. その直接的効果が道徳的に認容可能—たとえば、軍需品の破壊や敵兵の殺害のように—である。
3. その行為者は善意を有している。すなわち彼は認容可能な効果のみを目的としている。悪しき効果は彼の目的のひとつではなく、またそれは彼の目的のための手段でもない。
4. 善なる効果は、悪しき効果の許容を相殺して余りあるほどに充分に善である。それはシジウィックの比例性原則のもとで正当化可能でなければならない。

この条件をすべて満たせば、民間人への被害は、意図していない副次的結果として正当化できるのである。しかし、この原則を適用するには多くの問題がある。以下、第二章では、第三条件における「意図」と「予見」の区分に関して、第三章では、第四条件における比例性の原則に関して、批判的検討を行う。

第二章 二重効果の原則第三条件の批判的検討

二重効果の原則の第三条件において問題となるのは、「意図」と「予見」の区別である。行為者が副次的被害を意図していたか、予見していただけなのかということが議論の焦点となるだろう。

松元は論文「ダブル・エフェクトの原理—正戦論における適用とその問題」において、二重効果の原則を批判する。松元は、ある人が、副次的な被害が確実に起きるような行為をとった場合、その人はその被害を「予見」していただけなどということはありません。意図していただけだと言う。また、二重効果の原則は、行為とそれによる結果という客観的な因

果関係ではなく、行為者の主観的動機、つまり何を意図していたか、何を予見していたのかということによって行為の正邪を判断するため、行為者の詭弁によって、あるいは被害者側の価値を低く見積もることによって、簡単に乱用されてしまうと指摘する。さらに松元は、第二次世界大戦以降の多くの戦争・紛争において、総犠牲者に対する民間人犠牲者の割合が増加しているという事実に基づき、二重効果の原則は、民間人保護の原則の絶対性を引き下げ、民間人を危険にさらす行為が軽率に正当化されてしまうリスクが以前より高まっていると指摘する。

ヘルガ・クレーゼもまた、「意図」と「予見」の区分を批判している。クレーゼは、ベンサムが示した直接的意図と間接的意図という区分を持ち出し、予見していたことも行為者によって間接的にではあるが意図されていることを指摘する。クレーゼは、意図と予見の区分は、死を意図している事例と死ぬに任せている事例とを分ける上で、何の役にも立たないと述べる。また、二重効果の原則は、間接的に意図していた副次的被害に対しては、行為者は責任がないか幾分責任が軽いと考えられることが多いが、行為者は直接的意図と間接的意図のどちらにも責任があると論じる。そして、行為が許容されるかどうかというのは、比較衡量基準（比例性の原則）によって決まるとしている。

第三章 二重効果の原則第四条件の批判的検討

前章において、「意図」と「予見」の区分をするのは困難であり、結局のところ比例性の原則に依拠しなければならないことが示された。しかし比例性の原則自体も批判を受けている。一番の問題は、この原則の曖昧性や柔軟性である。比例性の原則は、行為によっておこった善き効果と悪しき効果を比較し、善き効果の方が上回る場合、あるいは釣り合っている場合、その行為を正当化するというものである。

しかし、戦争における善き効果と、失われる民間人の生命が釣り合っているかどうかを判断することは困難である。眞嶋は『民間人保護の倫理 戦争における道徳の探求』において、比例性の原則は明確な基準がないため、軍事的あるいは政治的に悪用濫用されること、行為者の恣意的操作の危険性があることを指摘している。また、先に挙げた松元も、比例性の原則は、被害者側の価値を限りなくゼロに近づけ、加害者側の利益を高めて行為を正当化しようとするところがあると指摘している。

実際のところ、ウォルツァー自身も、比例性の原則に関してかなり懐疑的であるように思われる。それならなぜウォルツァーは、正戦論に比例性の原則を採用しているのだろうか。一つの理由は、民間人保護の原則を、比例性の原則より優先させているからであろう。優先させたいと、どうしても避けられない民間人被害を、民間人保護の原則と調和させるために、比例性の原則、ひいては二重効果の原則を採用してい

るのではないかと。もう一つの理由は、現代の戦争における民間人の死が、実質的に目的に向けたものではないか、目的への貢献度がごく僅かである場合が多いためである。比例性の原則を採用することにより、そうした被害の縮減を図ろうとしているのではないかと。ちなみにウォルツァーは、比例性の原則に一定の有用性を認めつつも、比例していれば何をしてもいいという立場をとっているわけではない。その意味では、比例性の原則を部分的に採用しているといえる。

まとめ

私は、二重効果の原則が正戦論に不要なもので、戦争から排除すべき原則だとは思わない。むしろ、この原則を適切に用いることによって、われわれは戦争・紛争における民間人犠牲者を減らすことができると考える。しかし、濫用や恣意的な操作を防ぐためには、行為者の独断にもとづいて二重効果の原則を適用するのではなく、第三者機関による審査のようなものが必要になるのではないだろうか。もちろんそのような機関を設立することは困難を極めるであろう。また、もしそうした機関ができたとしても、緊急を要する事態の場合に速やかな判断ができるかということも疑問である。これらの問題については、今後の課題としたい。

また、本論文では詳細に検討することはできなかったが、民間人犠牲者に対する補償の概念も必要なものである。（この点を強調するのは、先に挙げた眞嶋である。）戦争において民間人犠牲者を出さないことは実質不可能であり、そうであるならば、その犠牲者に対して終戦後に補償を行うことが必要である。補償の検討についても今後の課題としたい。

主要参考文献

- ・ ヘルガ・クレーゼ、2006、『生命の神聖説批判』（飯田亘之・石川悦久、小野谷加奈恵・片桐茂博・水野俊誠訳）、東信堂
- ・ マイケル・ウォルツァー、2008、『正しい戦争と不正な戦争』（萩原能久訳）、風行社
- ・ マイケル・ウォルツァー、2008、『戦争を論ずる—正戦のモラル・リアリティ』（駒村圭吾・鈴木正彦・松元雅和訳）、風行社
- ・ 眞嶋俊造、2010、『民間人保護の倫理 戦争における道徳の探求』、北海道大学出版会
- ・ 松元雅和、2011、「ダブル・エフェクトの原理—正戦論における適用とその問題—」、『倫理学年報』60号、145-159頁